

パブリックコメント意見募集の結果公表

第3次おびひろ男女共同参画プラン（原案）に対して、市民の皆様からご意見を募集しました結果について、ご意見の概要と市の考え方は下記のとおりです。寄せられた意見等を踏まえ原案を修正し、別紙のとおり最終案とします。

【意見募集結果】

案 件 名	第3次おびひろ男女共同参画プラン（原案）		
募 集 期 間	令和元 年 1 2 月 2 日（月）～ 令和2 年 1 月 6 日（月）		
意 見 の 件 数 （意見提出者数）	26件（ 3人）		
意 見 の 取 り 扱 い	修正	案を修正するもの	6件
	既記載	既に案に盛り込んでいるもの	6件
	参考	今後の参考とするもの	12件
	その他	意見として伺ったもの	2件
意 見 の 受 け 取 り	持参		1人
	郵送		0人
	ファクス		0人
	電子メール		2人

【意見等の内容】

	市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
1	<p>【第1章 プランの基本的な考え方】</p> <p>第2次プランでは「男女の人権の尊重」、「固定的な性別役割分担の意識解消」の基本的視点の項目があったが、第3次プランには、基本的視点がないのではないかと。</p>	1	<p>【既記載】</p> <p>第3次プランにおいては、社会情勢の変化や市の現状を分析し、プラン全体の構成も見直す中で、第2次プランで基本的視点として掲げていた考え方について、「1 プラン策定の趣旨」において、「一人ひとりの人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが個性や能力を十分に発揮し活躍することができる男女共同参画社会の実現を目指し、総合的に施策を推進するために策定する」と記載しています。</p> <p>また、3つの基本目標「互いを尊重する男女共同参画の実現に向けた意識の改革」、「男女</p>

	市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
			共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶」、「男女がともに活躍できる環境づくり」にも反映しているものです。
2	<p>【第1章 1プラン策定の趣旨】 男女共同参画社会とはどういう社会なのかという視点が抜けているのでは。 「計画が目指す男女共同参画社会とは」ということについて発展途上であり、第2次プランが策定されたときと変わっていないこともあり、踏襲する必要があると考える。</p>	1	<p>【修正】 3 帯広市の男女共同参画の現状と課題 (1)「男女共同参画意識の改革」1～4行目にかけて、男女共同参画社会基本法における男女共同参画社会の目指す姿を記載しています。「基本法において、男女共同参画社会は、…社会と定義されています。」に一部表記を修正します。</p>
3	<p>【第1章 1プラン策定の趣旨】 日本の男女共同参画は、国連の女性の地位向上に係る運動と連動して進んできたことが原点であり、第3次プランにも記載してはどうか。</p>	1	<p>【修正】 日本における男女共同参画は、国連の女性の地位向上に係る運動と連動してきた経緯があることから、国際社会の動きを「2 男女共同参画をめぐる国、北海道の動き」に加筆し、表題を「2 男女共同参画をめぐる動き」に修正します。</p>
4	<p>【第1章 2男女共同参画をめぐる国、北海道の動き】 ジェンダーに全く触れられていないのはどうしてか。 ジェンダーギャップ指数について2019年は121位と大きく順位を下げている。新たに国連が提唱する「持続可能な開発目標 (SDGs)」の一つに「ジェンダー平等を実現しよう」もあり、これからの10年先を見越した第3次プランの中で触れられていないというのは、国際的に出遅れた感があります。</p>	1	<p>2 男女共同参画をめぐる動き (1) 国際社会の動き</p> <p><u>国際連合(以下「国連」という。)では、1975(昭和50)年を国際婦人年と定め、男女平等の推進、経済・社会・文化への婦人の参加などを目標に世界的な活動を行うこととし、1979(昭和54)年には、女子に対する差別の撤廃と男女平等に向けた「女性差別撤廃条約」を採択するなど、女性の地位向上を目指す取り組みを進めてきました。</u> また、2015(平成27)年に、国連サミットで「<u>持続可能な開発のための2030アジェンダ</u>」が採択され、この中に掲げられた「<u>持続可能な開発目標(SDGs)※1</u>」において、政治、経済、公共分野での意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画等をターゲットとした「<u>ジェンダー※2平等を実現しよう</u>」の目標が定められました。 わが国の男女共同参画は、こうした国連の女性の地位向上に係る運動と連動して進んできています。</p> <p>※1 <u>持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)</u> 2015(平成27)年9月に国連で採択された、先進国を含む2030年までの国際社会全体の目標。17のゴール(目標)とその下位目標である169のターゲットから構成されている。</p> <p>※2 <u>ジェンダー</u> 人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー/gender)という。</p>

	市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
5	【第1章 6プランの体系】 プランの推進について、2次プランでは、プラン体系の下に、市民等による推進体制の整備などの記載があったが、3次プランの記載はどうなっているのか。	1	【既記載】 第4章プランの推進において、市民・団体・企業などと行政が連携し、取り組みを進めることについて、記載しています。
6	【第2章 1プランの基本目標 基本目標Ⅱ 説明文5～6行目】 「こうした女性に対する暴力を根絶するため、暴力を生まない予防教育やDV被害者の支援を進め、 総合的な支援体制の強化を図ります。 」へ修正する。 2次プラン推進状況報告書の中で、女性への暴力根絶についての認識の浸透の評価が毎年「B」であり、民間への橋渡し等の必要がある。	1	【既記載】 パートナー等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントの根絶に向けては、関係機関等が連携し、暴力の防止と被害者の保護の観点から、幅広く取り組む必要があります。このため、基本目標Ⅱを実現するための施策として、DV防止の理解促進、セクハラ等の防止に向けた理解促進や若年者への予防教育、関係機関等との連携による被害者の相談・支援体制の充実について記載しています。
7	【第3章 基本目標Ⅱ 基本方向1】 基本施策(3)として「総合的な支援体制の強化」を新たに設定する。	1	
8	【第3章 基本目標Ⅰ】 「互いを尊重する男女共同参画の実現に向けた 人権意識の改革 」 人権尊重意識の改革が必要なため、人権という言葉を入れた方がいいと思う。	1	【参考】 男女共同参画社会基本法には、「男女の人権の尊重」が基本理念の一つとして示されています。第3次プランも、「1 プラン策定の趣旨」の中で、「一人ひとりの人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが個性や能力を十分に発揮し活躍することができる男女共同参画社会の実現を目指し」としており、男女の人権の尊重をあらゆる施策の基盤となる考え方として位置付けています。このため、各施策にそれぞれ「人権」の表記はしていませんが、プランの考え方とご意見は軌を一にしており、今後の参考とさせていただきます。
9	【第3章 基本目標Ⅰ 基本方向1】 「男女平等の視点に立った 人権教育 の推進」 2次プラン推進状況報告書の中で、男女平等の視点に立った教育の推進は施策評価が毎年「B」である。これはやはり人権意識が低いためと考える。「人権」という言葉は入れる必要があると考える。	1	
10	【第3章 基本目標Ⅰ 基本方向2 基本施策(1) 2行目】 「個人を尊重できるという 人権意識 の浸透を進めます。」に修正する。	1	
11	【第3章 基本目標Ⅰ 基本方向1 基本施策(1) 説明文2行目】 「性別による役割分担意識」を「固定的な性別役割分担意識」に表記を統一する。	1	【修正】 ご意見のとおり表記を統一します。
12	【第3章 基本目標Ⅰ 基本方向3 現状と課題 説明文】 説明文の1～4行目にかけて分かりにくく、記載に工夫が必要。	1	【修正】 ご意見のあった箇所は、生涯を通じた女性の心身の状況について記載していたものです。ご意見を踏まえ、表現を修正します。

	市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
			<p>(旧)</p> <p>男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提で、特に女性の心身の状態は、思春期、妊娠・出産期など、ライフステージに応じて変化することから、生涯を通じて女性特有の健康上の問題に直面することに留意が必要です。</p> <p>(新)</p> <p>男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会形成への前提となるものです。特に女性の「<u>こころ</u>」や「<u>からだ</u>」は思春期、妊娠・出産期、<u>更年期</u>など、ライフステージによって変化することに、留意が必要です。</p>
13	<p>【第3章 基本目標Ⅰ 基本方向3】</p> <p>LGBTなど多様な性のあり方を持つ市民に対しての理解促進が掲載されたことを、大変嬉しく思う。理解促進について、具体的な施策の推進を望む。</p>	1	<p>【参考】</p> <p>偏見や差別をなくし、一人ひとりが尊重されるためには、多様な性への理解を促進することが必要であると考えます。</p> <p>LGBT等の当事者の考え方や価値観は多様であり、抱える課題等も幅広いものと考えられることから、取り組みの検討にあたっては、当事者の声のほか、社会情勢や他の取組事例なども踏まえ、対応を考えていきます。</p> <p>ご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
14	<p>【第3章 基本目標Ⅰ 基本方向3 基本施策(2)】</p> <p>民間グループへの橋渡し等の必要性があることから、「多様な性への理解促進・支援」と支援という言葉を追記した方がよいと考える。</p>	1	
15	<p>【第3章 基本目標Ⅰ 基本方向3 基本施策(2) 主な取り組み】</p> <p>「性の多様性を抱える人への支援」を追加する。</p>	1	
16	<p>【第3章 基本目標Ⅰ 基本方向3】</p> <p>多様な性についての知識・理解は、個人の意識・興味関心に左右されるものではなく、全教職員が持つべき専門性だと感じる。「学校における多様な性についての理解促進」について、より具体的な施策が取り組まれることを願っている。</p>	1	<p>【参考】</p> <p>教育の場における多様な性の理解は重要であることから、基本目標Ⅰ-3-(2)「多様な性への理解促進」において、児童・生徒に加え、教職員の理解促進に向け取り組みを進めていきます。</p>
17	<p>【第3章 基本目標Ⅱ 基本方向1 基本施策(1)】</p> <p>「DV防止への理解促進・予防教育の推進」に修正。</p> <p>民間への橋渡し等の必要がある。(加害者更生プログラム・面前DV等子ども達のサポート・被害者のエンパワーメント等が必要になる時代に入っているため)</p>	1	<p>【既記載】</p> <p>DVの予防教育は重要であり、継続して取り組みを進めていくことが必要であると認識しています。DVの予防教育に対する考え方については、基本目標Ⅱ-2-(2)「若年層への予防教育の推進」に記載しています。</p>

	市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
18	【第3章 基本目標Ⅱ 基本方向2】 女性だけではなく男性も対象となる観点から、「女性に対する」を削除し、「セクシュアル・ハラスメントなど暴力の根絶」に修正する。	1	【参考】 暴力はその対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、許されるものではありませんが、全国的に見ると、ストーカー被害者の約9割が女性であることや、女性のおかれている社会的に弱い立場を踏まえ、「セクシュアル・ハラスメントなど女性に対する暴力の根絶」としています。第3次プラン案の作成に際し、意見をいただいた帯広市男女共同参画市民懇話会においても、ご提案と同様の意見がありましたが、女性に対する暴力根絶を特に強調すべき状況にあるとの判断から、原案の表現で意見の一致を見たところです。なお、具体的な支援においては男女の別なく対応しており、ご意見は今後の参考とさせていただきます。
19	【第3章 基本目標Ⅱ 基本方向2 現状と課題 4行目】 「女性に対する暴力の根絶には、・・・」を「女性に対してのみならず暴力の根絶には、・・・」に修正する。	1	
20	【第3章 基本目標Ⅲ 基本方向1 基本施策(2)方針決定過程における女性の参画の促進について】 「女性だけではなく、男女がともに暮らしやすい社会の実現に向け、企業及び市の方針決定過程における女性の参画支援を図ります。」のうち、「女性だけではなく」は不要ではないか。	1	【修正】 女性活躍を進めていくことは、男性も含めた暮らしやすい社会に繋がっていくものと考えます。ご意見のとおり、表現を修正します。
21	【第3章 基本目標Ⅲ 基本方向1 基本施策(2)主な取り組み】 「企業等の方針決定過程における女性の参画に向けた理解の促進」において、理解だけで終わるのではなく、理解と実現等、工夫が必要ではないか。	1	【参考】 女性の方針決定過程における参画は、事業所の取り組みが重要であり、これまでも啓発に努めてきました。 第3次プランでは、市の推進目標をプランに明記し、取り組みを進めることで、事業所への波及効果をもたらし、自主的な取り組みにつなげていきたいと考えています。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
22	【第3章 基本目標Ⅲ 基本方向1 基本施策(2)主な取り組み】 「市女性職員をはじめとする女性の職域拡大や管理職への登用の推進」に修正する。 市女性職員だけでなくもいいのではないか。	1	【参考】 第3次プランでは、市と事業所双方に「管理職に占める女性割合」、「育児休業を取得した男性の割合」の推進目標を設定し取り組みを進める考えです。 「主な取り組み」については、市が事業主体として実施する取り組みを中心に記載していますが、こうした取り組みに加え、各種制度等の周知啓発を行うことにより、事業所への波及効果をもたらし、自主的な取り組みにつなげ、帯広市全体における「男女がともに活躍できる環境づくり」を進めていきたいと考えています。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
23	【第3章 基本目標Ⅲ 基本方向2 基本施策(2)主な取り組み】 「市男性職員をはじめとする男性の育児休業の取得促進」に修正する。 市男性職員だけでなくもいいのではないか。	1	

	市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
24	<p>【第3章 基本目標Ⅲ 基本方向1 基本施策(3) 主な取り組み】</p> <p>2次プランにあった「農業関係組織における女性委員枠の創設や拡大を促します。」を追加する。</p> <p>2次プランの推進状況報告書の中で「B」評価であり、農業関係組織における一項が必要ではないか。</p>	1	<p>【その他】</p> <p>基本目標Ⅲ-1-(3)「農業経営における女性の参画支援」は、家族経営に伴い、人間関係が長期にわたり固定化する農業経営の特殊性を考慮し、農業経営において女性が意欲や能力を発揮し、主体的に活躍できるよう支援することに特に焦点をあてて記載したものです。なお、農業関係組織については、基本目標Ⅲ-1-(2)「方針決定過程における女性の参画の促進」に含むものです。</p>
25	<p>【第3章 基本目標Ⅲ 基本方向2 基本施策(3)】</p> <p>「パワーハラスメント防止など職場における予防教育・コンプライアンス理解促進」の項目立て又は文章中に記載が必要ではないか。</p> <p>パワーハラスメント・モラルハラスメント・社内いじめ等による離職の問題がある。</p>	1	<p>【その他】</p> <p>2019年5月に女性活躍・ハラスメント規制法が成立し、職場におけるハラスメントは、「職場において行われる、優越的な関係に基づく業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、就業環境を害されるもの」とされ、雇用管理上の措置の具体的内容として、パワハラ防止の社内方針の明確化や相談体制の整備などが、雇用主の義務として示されたところです。基本目標Ⅲ-3-(2)「職場における男女平等の促進」において、男女が意欲を持って職業生活を続けることができるよう、法や制度の周知を進めます。</p>
26	<p>【第3章 基本目標Ⅲ 基本方向5】</p> <p>基本目標Ⅲ 基本方向5に基本施策(3)として「高齢者・障がい者の社会参画・自立支援」を追加する。</p> <p>2次プランの施策に明記されていたほか、男女共同参画プラン推進状況報告書でも「B」評価である項目が削除されているのは疑問である。高齢者、障がい者の社会参画・自立支援の必要性がある。</p>	1	<p>【既記載】</p> <p>高齢者や障害のある人の社会参画・自立支援の取り組みは、基本目標Ⅲ-4-(1)「就業支援体制の充実」、及び基本目標Ⅲ-5-(1)「地域社会等における男女共同参画の促進」に含めて記載しています。</p>

【案件の最終案】

別紙のとおり